

第1編 総論

第1章 計画の趣旨

国民の保護のための措置（以下「保護措置」という。）に関する市の責務を明らかにするとともに、計画作成に当たっての基本的な考え方や計画の目的、対象等計画の趣旨について示す。

1 計画作成に当たっての基本的考え方

市は、兵庫県の国民の保護に関する計画（以下「県保護計画」という。）に基づき、以下の基本的考え方のもと、伊丹市の国民の保護に関する計画（以下「市保護計画」という。）を作成する。

（1）平和なまちづくりを前提とした計画づくり

市民の生命、身体及び財産を守るためには、まずは平和な国際社会の実現への取り組みが重要であることを再認識し、本市の役割として多様な分野における草の根交流による相互理解、多文化共生社会づくりによる地域からの国際平和に対し、積極的に取り組み続ける。そのうえで、不測の事態に備えるといった危機管理の基本として国民保護計画を作成する。

（2）市民の「安全・安心」の確保

いかなる事態においても市民の生命、身体及び財産を守ることが市の責務である。武力攻撃事態等から市民を保護することも同様であり、市民の自由と権利を尊重しながら、有事における市民の安全と安心を確保するために作成する。

（3）防災態勢を活かした国民保護態勢の確立

武力攻撃事態への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で、自然災害や大規模事故との違いはあるが、市民の安全を確保するための態勢については共通する部分も多い。阪神・淡路大震災等の自然災害等への経験を踏まえて作成した地域防災計画との整合性を図りつつ、地域防災計画に基づく取り組みで活用できるところは、できる限り活用しながら計画を作成する。

（4）市民、関係機関から幅広く意見を聴取

保護措置の実施に当たっては、市民の理解と自発的な意思に基づく協力が必要であることから、国民保護協議会には、防災会議の委員を基本として、地域活動団体や事業者団体など幅広く参画いただくとともに、パブリックコメントの実施など広く市民の意見を聴取して計画を作成する。

（5）継続的な計画の見直し

市内における具体的な事態の想定や、市の地理的、社会的状況を踏まえた留意点等については、今後の国からの情報を踏まえ、関係機関と連携しながら、研究・検討していくべき事項があり、有効な計画となるよう、適時、計画の見直しを行う。

2 計画の目的

この計画は、伊丹市の地域にかかる住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの保護措置を的確かつ迅速に実施し、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、市民の生活や経済への影響が最小となることを目的とする。

3 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県保護計画を踏まえ、市保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する保護措置を総合的に推進する。

【市が実施する保護措置】（法16条1項）

警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置

救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置

退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置

武力攻撃災害の復旧に関する措置

4 計画に定める事項

市保護計画に定める事項は、次のとおりとする。

【市保護計画に定める事項】（法35条2項）

市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

市が実施する保護措置に関する事項

保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

保護措置を実施するための体制に関する事項

保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

上記のほか、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

5 計画の対象

市保護計画においては、市の区域内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市の区域内に滞在する人や市域を越えて避難してきたすべての人（外国人を含む。）及び市の区域内において活動を行うすべての法人その他の団体（以下、これらを「市民」という。）を保護の対象とする。

6 計画の構成

市保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

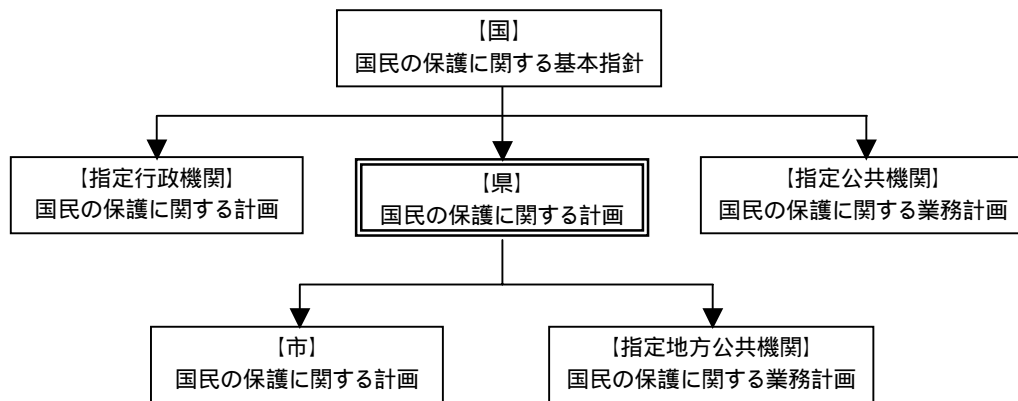
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態における対処
- 資料編

7 計画の見直し、変更

(1) 計画の見直し

市保護計画については、今後、国における保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県保護計画の見直し、保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要な見直しを行う。

市保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会（以下「市保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。



(2) 計画の変更手続（法35条8項・法39条3項）

市保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市保護協議会に諮問の上、知事に協議し、その同意を得た後、市議会に報告し、公表する。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市保護協議会への諮問及び知事への協議は不要とされている。

【軽微な変更】（令5条）

行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項若しくは同法第4条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更

指定行政機関、指定地方行政機関、都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更

上記のほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

第2章 基本方針

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項を次のとおり定め、保護措置の基本方針として示す。

1 市民の基本的人権の尊重

市は、保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する市民の自由と権利を最大限に尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 市民の権利利益の迅速な救済

市は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続について、これらの手続きを迅速かつ適切に実施するための処理体制を確保する。

3 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、防災のための連携体制を踏まえ、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 市民の協力

(1) 住民及び自治会等の協力

市は、保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民の自発的な意思を尊重し、強制にわたることのないよう配慮する。

避難や救援などにおいて、住民の自発的な協力が得られるよう、市は、平素から保護措置の重要性について広く啓発を行うとともに、自治会、地区社会福祉協議会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの活動環境の整備等の支援に努める。

(2) 企業・団体の協力

市は、保護措置の実施のため必要があると認めるときは、企業・団体に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、企業・団体の自主的な判断を尊重し、強制にわたることがないように配慮する。

また、市は、企業・団体の地域防災活動への参画を促すとともに、企業・団体における防災対策への取組に対する支援に努める。

6 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、日本赤十字社が実施する保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者が実施する保護措置について、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 保護措置に従事する者及び協力する者の安全の確保

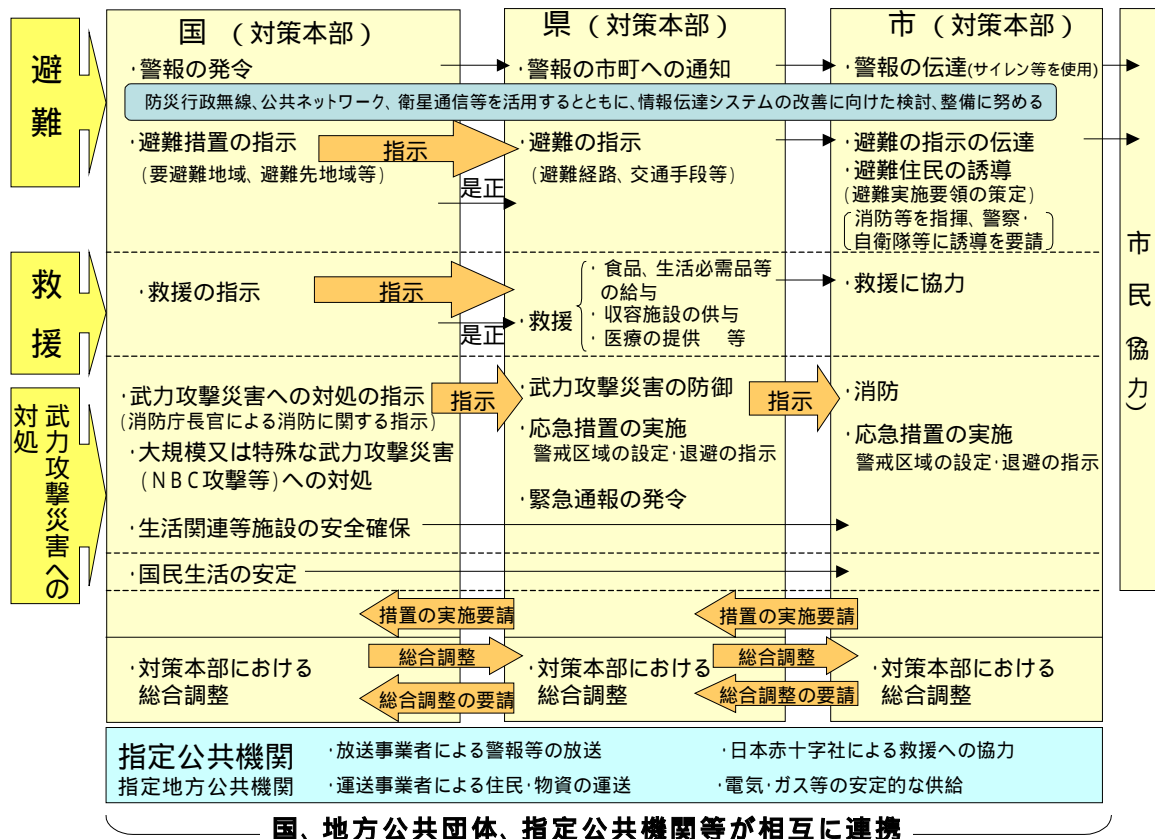
市は、市、指定公共機関及び指定地方公共機関等が実施する保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割及び連絡先を明らかにするため、関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡先について示す。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

保護措置について、県、市、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、概ね次に掲げる業務を処理する。

【地方公共団体】

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 県保護計画の作成 2 県協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
市	1 市保護計画の作成 2 市協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[陸上自衛隊] 中部方面隊 [海上自衛隊] 呉地方隊 舞鶴地方隊 [航空自衛隊] 中部航空方面隊	1 武力攻撃事態等における保護措置の実施及び関係機関が実施する保護措置の支援等

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
大阪防衛施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧

機関の名称	事務又は業務の大綱
	2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
神戸運輸監理部	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安
大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
神戸海洋気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第五管区海上保安本部・ 第八管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

【指定公共機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
	（指定公共機関）日本放送協会、朝日放送(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、 読売テレビ放送(株)、大阪放送(株) （指定地方公共機関）(株)サンテレビジョン、(株)Kiss-FM KOBE、(株)ラジオ関西
[運送事業者]	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
	国内旅客船事業者 （指定公共機関）(株)ダイヤモンドフェリー、関西汽船(株)、阪九フェリー(株)、 マルエーフェリー(株) （指定地方公共機関）明石淡路フェリー(株)、(株)淡路ジェノバライン、高速いえしま (株)、ジャンボフェリー(株)、沼島汽船(株)、坊勢汽船(株)、明淡高速船(株) バス事業者 （指定公共機関）西日本ＪＲバス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)、阪神電気鉄道(株) （指定地方公共機関）淡路交通(株)、神姫バス(株)、全但バス(株)、山陽電気鉄道(株)、 六甲摩耶鉄道(株) 航空運送事業者 （指定公共機関）エアーニッポン(株)、(株)ジャルエクスプレス、 (株)日本航空インターナショナル、(株)日本航空ジャパン、全日本空輸(株)

機関の名称	事務又は業務の大綱
(指定地方公共機関)日本エアコンピューター(株) 鉄道事業者 (指定公共機関)西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株) (指定地方公共機関)北近畿タンゴ鉄道(株)、神戸高速鉄道(株)、神戸新交通(株)、神戸電鉄(株)、(財)神戸市都市整備公社、山陽電気鉄道(株)、智頭急行(株)、能勢電鉄(株)、北条鉄道(株)、北神急行電鉄(株)、三木鉄道(株)、六甲摩耶鉄道(株) 内航海運事業者 (指定公共機関)井本商運(株) トラック事業者 (指定公共機関)佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株) (指定地方公共機関)(社)兵庫県トラック協会	
[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
	(指定公共機関)西日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、日本テレコム(株)、(株)NTTドコモ関西、ボーダフォン(株)
[電気事業者]	1 電気の安定的な供給
	(指定公共機関)関西電力(株)、電源開発(株)
[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給
	(指定公共機関)大阪ガス(株) (指定地方公共機関)(社)兵庫県エルピーガス防災協会
日本郵政公社	1 郵便の確保
[病院その他の医療機関]	1 医療の確保
	(指定公共機関)(独)国立病院機構 (指定地方公共機関)(社)兵庫県医師会
[河川管理施設、道路の管理者]	1 河川管理施設、道路の管理
	(指定公共機関)(独)水資源機構 西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) (指定地方公共機関)神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有開発(株)
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、県、県地方機関、市、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先については、資料編に記載する。

なお、関係機関の連絡先については、本計画とは別に一覧表を作成しておくこととし、随時、最新の情報への更新を行うよう留意する。

(記載事項) 名称、担当部署、所在地、電話・FAX、e-mail、その他の連絡方法

第4章 市の地理的、社会的特徴

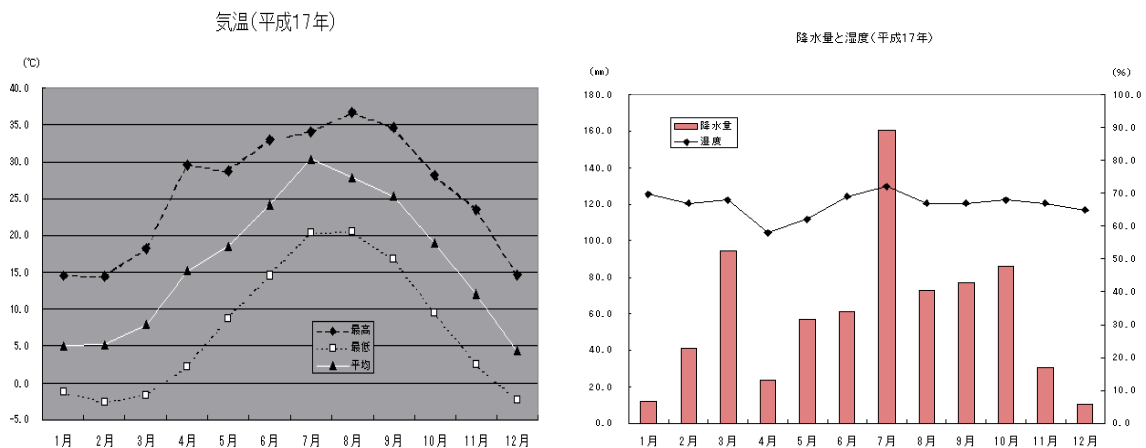
市は、保護措置を適切かつ迅速に実施するため考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について示す。

1 地形

伊丹市は兵庫県阪神地域の南東部に位置し、周囲を兵庫県尼崎・西宮・宝塚・川西市、大阪府豊中・池田両市と接しており、面積25.09km²の市域を有している。神戸市から約20km、大阪市からは約10kmの圏内にある。地形は全体に平坦で、北から南に穏やかに傾斜し、市の東端を猪名川、西端を武庫川が流れている。

2 気候

気象は、一般に年間を通じて気温が高く降水量が少ないという瀬戸内気候を示している。平成7年～平成17年の平均気温は16.9℃、平均年間降水量は1,307.9mmである（伊丹市統計書）。



3 人口分布

平成17年国勢調査で、本市の人口は、192,248人となっており、増加傾向を続けている。人口の伸び率は昭和50年～55年で3.6%、昭和55年～60年で2.5%、昭和60年～平成2年で1.9%、平成2年～7年で1.2%、平成7年～平成12年で1.0%となっており、鈍化傾向になっている。

年齢別に見ると、市域において15歳未満が総人口に占める割合は15.5%、15～64歳の人口は68.1%、65歳以上の人口は16.3%となっている。

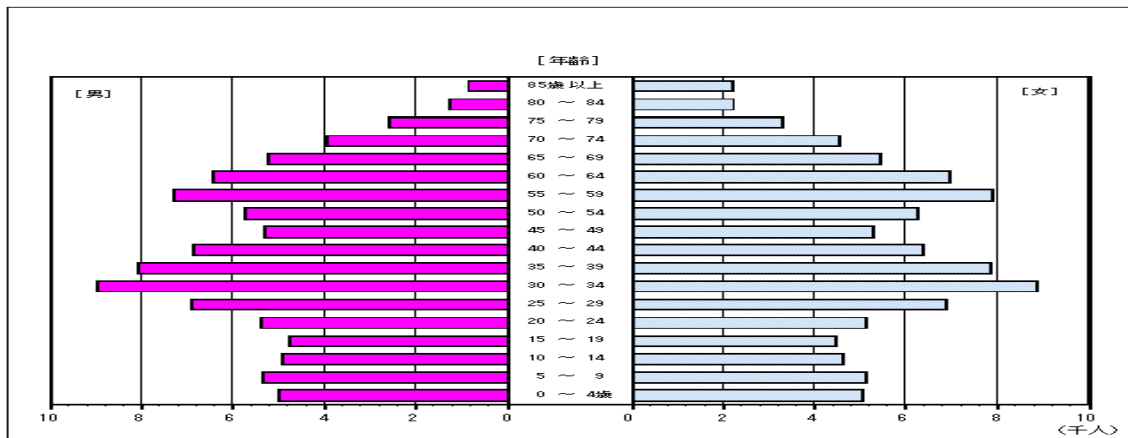
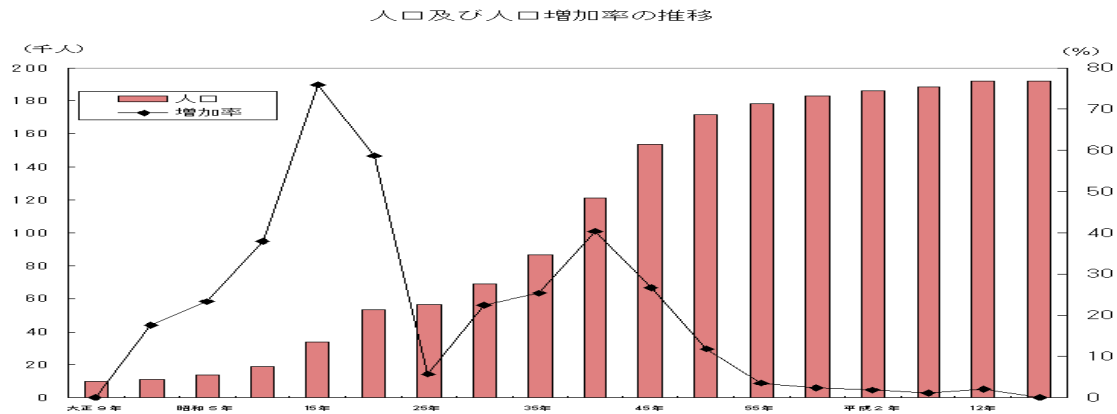
4 昼夜間人口

昼夜間人口について、隣接地域への従業・通学等により、昼夜率が昭和60年以降、100を下回っている。

市外への流出口は、54,403人で、流出先別では、多い順に、大阪市(16,226人、29.8%)、尼崎市(13,740人、25.3%)、神戸市(4,152人、7.6%)、西宮市(3,586人、6.6%)、宝塚市(3,007人、5.5%)となっている。

市内への流入人口は、35,028人で、多い順に、尼崎市(7,518人、21.5%)、宝塚市

(6,003人、17.1%) 川西市(4,069人、11.6%) 西宮市(2,931人、8.4%) 大阪市(2,207人、6.3%)となっている。(平成12年国勢調査)



5 人口密度

本市の人口密度は、7,662人/㎢で、兵庫県下各市のうち、3番目に高い数値となっている。(平成17年国勢調査)

6 高齢者等の状況

65歳以上の人口は32,568人(平成18年4月1日現在・住民基本台帳)で、うち一人暮らしの高齢者は3,231人(平成17年6月民生児童委員による実態調査)で、高齢者人口の約10%となっている。

また、介護保険要介護認定者数は、5,453人となっており、障害者(児)の人数は、7,205人(平成18年3月31日現在)となっている。

7 外国人登録者数

本市に在住する外国人は、3,449人で、市人口の1.8%と占めている。国籍別では、多い順に、韓国・朝鮮(2,534人、73.5%) 中国(515人、14.9%) フィリピン(59

人、1.7%) 米国(40人、1.6%) ベトナム(38人、1.1%)となっている。(平成18年3月末現在)

8 道路の位置等

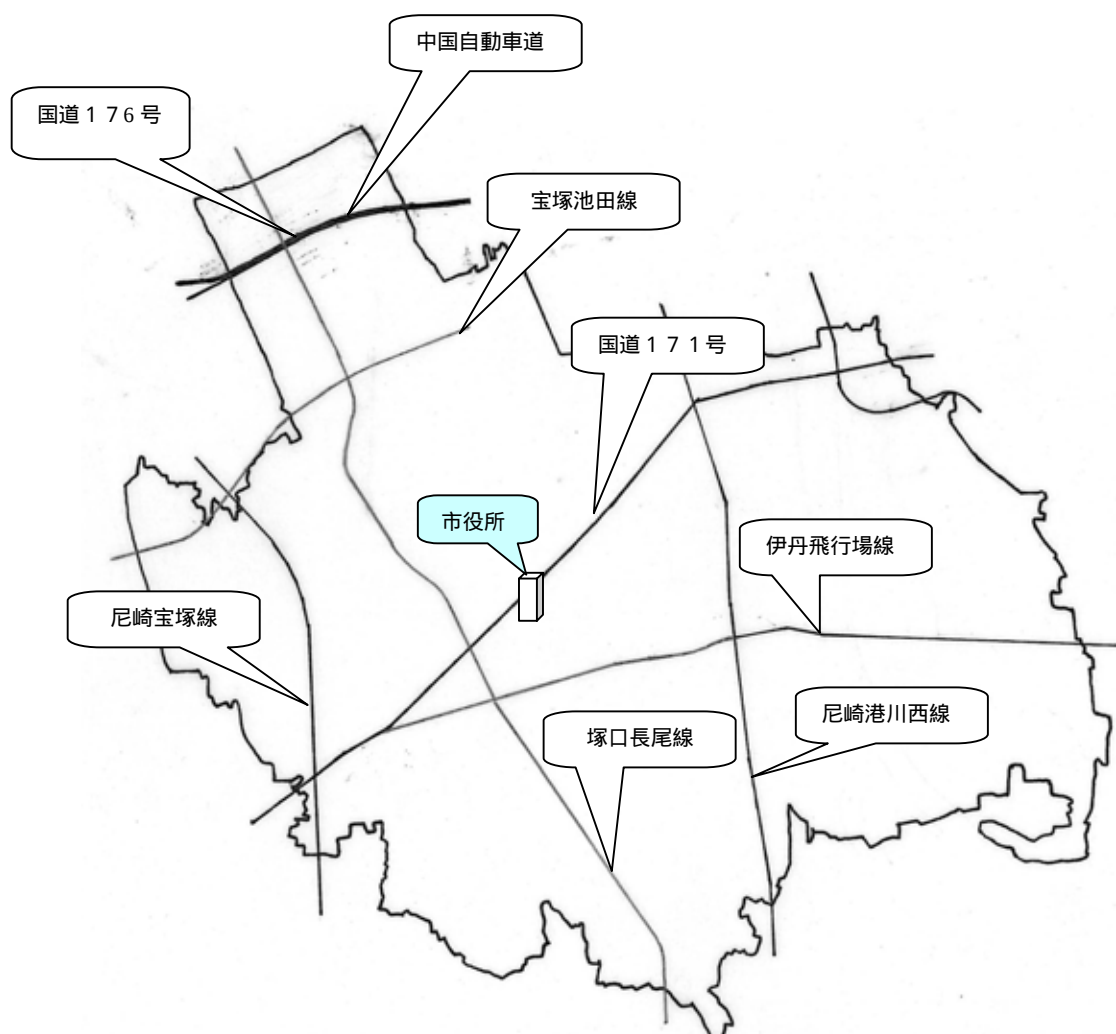
道路は国道171号が市の中央部を東西に横断し、中国自動車道及び国道176号が市域の北部を東西に通過している。

また、幹線的な道路のうち主なものは、東西に伊丹飛行場線と宝塚池田線、南北には尼崎港川西線、塚口長尾線、尼崎宝塚線の3線がある。

伊丹市内道路種別状況 (平成18年4月1日現在、単位：km)

法区分	管理者等		実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率
高 速 自 動 車国道	中国縦貫自動車道		1.4	1.4	100%	1.4	100%
	計		1.4	1.4	100%	1.4	100%
一般国道	171号		5.4	5.4	100%	5.4	100%
	176号		1.4	1.4	100%	1.4	100%
	計		6.8	6.8	100%	6.8	100%
県 道	主要	尼崎池田線	4.1	4.1	100%	4.1	100%
		尼崎宝塚線	2.6	1.3	48%	2.6	100%
		伊丹豊中線	2.4	2.4	100%	2.4	100%
	小 計		9.1	7.8	86%	9.1	100%
	一般県道		18.8	14.3	76%	18.8	100%
	阪神高速大阪池田線		1.1	1.1	100%	1.1	100%
	計		29.0	23.2	80%	29.0	100%
市 道	伊丹市道		398.6	286.9	72%	395.3	99%
	計		398.6	286.9	72%	395.3	99%
総 計			435.8	318.3	73%	432.5	99%

【伊丹市内における主要道路】



9 鉄道・バス

鉄道は、ＪＲ福知山線（伊丹駅、北伊丹駅）と阪急電鉄伊丹線（伊丹駅、新伊丹駅、稲野駅）があり、大阪・神戸及び阪神地域の都市と結び、山陽新幹線が市域の南部を東西に通過している。平成12年～平成16年の1日平均利用者数は、ＪＲ福知山線では、伊丹駅が37,669人、北伊丹駅が8,030人、阪急電鉄伊丹線では、伊丹駅が25,542人、新伊丹駅が8,332人、稲野駅が9,242人となっている。

また、市域内には伊丹市営バスが走っており、平成12年～平成16年の1日平均利用者数は、33,628人となっている（伊丹市統計書）。

10 空港

空港は、第一種空港として大阪国際空港が本市の東に立地している。1,824mと3,000mの二本の滑走路を有している。大阪国際空港の平成12年～平成16年の年間乗客数は、17,799,099人であり、飛行機の年間着陸数は55,254機となっている（伊丹市統計書）。

11 自衛隊施設

伊丹市内には、陸上自衛隊駐屯地が 2 ヶ所ある。東海・北陸・近畿・中国・四国地区 2 府 19 県を管轄する中部方面隊の総監部が緑ヶ丘に、近畿 2 府 4 県を管轄する第 3 師団の司令部が広畑にある。

名 称	所 在 地	主 な 部 隊 等
伊丹駐屯地	伊丹市緑ヶ丘 7 丁目 1 - 1	・中部方面総監部 ・第 36 普通科連隊
千僧駐屯地	伊丹市広畑 1 丁目 1 番地	・第 3 師団司令部 ・第 3 後方支援連隊

12 建物

本市の建物棟数(平成 18 年 1 月 1 日現在)は、37,036 棟で、このうち木造建物は 30,375 棟、全建物の約 82%となっている。

第5章 計画が対象とする事態

市保護計画では、県保護計画において想定されている基本指針に基づく武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

なお、県保護計画では、県内における具体的な事態の想定や、県の地理的、社会的状況を踏まえた留意点等については、今後も国からの情報を踏まえ、関係機関と連携しながら、研究・検討していくこととなっており、それにあわせて、市保護計画も適時見直しを行う。

以下、この章において、県保護計画に記載される事態想定等を明記する。

【基本指針等で想定されている事態】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 武力攻撃事態
着上陸侵攻
ゲリラや特殊部隊による攻撃
弾道ミサイル攻撃
航空攻撃2 緊急処理事態
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等 |
|---|

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等の定義

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、基本指針においては、次の4つの類型が想定され、その特徴及び留意点が示される。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

事態の類型	特 徴、留 意 点
着上陸侵攻	【攻撃目標となりやすい地域】 ・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域（特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合）が目標となりやすい。 ・着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 【想定される主な被害】 ・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 【被害の範囲・期間】 ・一般的に保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期間に及ぶことが予想される。 【事態の予測】 ・敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等から、予測が可能である。 【留意点】 ・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。 ・広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	【攻撃目標となりやすい地域】 ・都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ・海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。 【想定される主な被害】 ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、施設の破壊等が考えられる。 ・NBC兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。 【被害の範囲・期間】 ・被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所等の生活関連等施設等）の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 【事態の予測】 ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 【留意点】 ・危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 ・事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

事態の類型	特 徴 、 留 意 点
弾道ミサイル攻撃	【攻撃目標となりやすい地域】 ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 【想定される主な被害】 ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 【被害の範囲・期間】 ・弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 【事態の予測】 ・極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。 【留意点】 ・迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。 ・警報と同時に近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設など屋内へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握したうえで、事態の態様、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。
航空攻撃	【攻撃目標となりやすい地域】 ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。 ・ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。 【想定される主な被害】 ・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 【被害の範囲・期間】 ・その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。 【事態の予測】 ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 【留意点】 ・攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 ・生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

(3) N B C 攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、N B C 攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

攻撃の種類	特 徴、留 意 点
核 兵 器 等	【想定される主な被害】 ・核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 ・放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 ・放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ・ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 【留意点】 ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ・避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 ・汚染地域への立入制限を確実に行之、救急救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。
生 物 兵 器	【想定される主な被害】 ・生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤の特性（ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等）により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 【留意点】 ・国（厚生労働省）及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。

攻撃の種類	特 徴、留 意 点
化 学 兵 器	【想定される主な被害】 ・一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 ・特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 【留意点】 ・原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。 ・汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 ・化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態

(1) 緊急対処事態の定義

事態対処法第25条による緊急対処事態の定義は、以下のとおりである。

【緊急対処事態】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急対処事態の分類

緊急対処事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。基本指針においては、事態例として、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のものが想定されている。

攻撃対象施設等による分類

分 類	事 態 例	被害の概要
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	・ 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく ・ 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく
	石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・ 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生 ・ 建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障
	危険物積載船への攻撃	・ 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・ 港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障
	ダム破壊	ダムの下流に多大な被害が発生
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・ 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ・ 列車等の爆破	爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大

攻撃手段による分類

分 類	事 態 例	被害の概要
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	・ 爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生 ・ ダーティボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にガン発症の可能性あり ・ 小型核爆弾については、核兵器の特徴と同様
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
	水源地に対する毒素等の混入	毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・ 弾道ミサイル等の飛来	・ 施設の破壊に伴う人的被害が発生（施設の規模によって被害の大きさが変化） ・ 攻撃目標である施設周辺への被害も予想 ・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生 ・ 建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障